

公共事業の事業評価書

（直轄海岸保全施設整備事業の事前評価）

平成 3 0 年 3 月

農林水産省

1 政策評価の対象とした政策									
平成30年度事業着工を要求する次の事業地区を対象として、評価（事前評価）を実施した。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="306 362 868 423">事業名</th> <th data-bbox="868 362 1252 423">事前評価実施地区数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="306 423 868 481">直轄海岸保全施設整備事業</td> <td data-bbox="868 423 1252 481">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="306 481 868 539">合 計</td> <td data-bbox="868 481 1252 539">1</td> </tr> </tbody> </table>				事業名	事前評価実施地区数	直轄海岸保全施設整備事業	1	合 計	1
事業名	事前評価実施地区数								
直轄海岸保全施設整備事業	1								
合 計	1								
なお、具体の地区名は以下のとおりである。 （直轄海岸保全施設整備事業） にしくにさき 西国東（大分県）									
2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した時期									
本評価は、農林水産省農村振興局において、平成29年4月から平成30年3月までの間に実施した。									
3 政策評価の観点									
本評価に当たっては、必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価を行った。 対象事業地区の評価の観点は、地区別評価結果（別添1）に添付しているチェックリスト及びチェックリスト判定基準表（参考資料1）に示すとおりである。									
4 政策効果の把握の手法及びその結果									
政策効果については、「農業農村整備事業等における新規地区採択時の評価手法の明確化について（平成14年12月18日付け14農振第1828号農林水産省農村振興局長通知）」に基づき、事業の必要性、効率性、有効性、実施環境等の項目について確認することにより、総合的に把握した。 その結果は、地区別評価結果（別添1）に示すとおりである。									
5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項									
費用対効果分析手法やチェックリストの評価方式・評価項目などについては、食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会に諮り、評価手法の妥当性・透明性・客観性の確保を図っている。 また、本評価結果の作成に当たっては、評価結果の客観性及び透明性の確保を図るため、九州農政局において、学識経験者等から構成される技術検討会を設置し、各委員の専門的見地から意見を聴取した。技術検討会の委員名簿は別添2のとおりである。									

6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	
-----------------------------------	--

本評価を行う過程において使用した資料は、地区別評価結果及び参考資料 1 及び 2 である。地区別評価結果は、農林水産本省のホームページにおいて公表している。技術検討会の議事概要は、九州農政局のホームページにおいて公表している。また、本評価に関する問合せ先及びホームページアドレスは別添 3 に示すとおりである。

7 政策評価の結果	
-----------	--

本評価の対象とした全ての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、海岸法等で定められている地区採択の必須条件を満たしている。